

甲府市協働支援センター施設利用について

施設の概要

協働によるまちづくりを支援する拠点施設として次のとおり設置します。

施設 の 名 称	甲府市協働支援センター
施設の所在地	甲府市宝二丁目8番19号（旧穴切小学校・甲府市役所西庁舎）
利 用 時 間	午前9時から午後9時（土曜日と日曜日は午後5時）まで
利用できる日	火曜日から日曜日、ただし祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）は除く。

利用者

協働支援センターを利用できる者は、次に掲げる条件を満たす者としします。

- （1）甲府市内に住所、勤務先、就学先等を有する者が構成員の過半数以上を占めている公益的な活動を行う市民活動団体。
- （2）その他市長が適当と認めたもの

※市民活動団体とは、営利を目的としない社会貢献活動を、自発的、自主的に継続して行う団体をいいます。

申込方法

- （1）事前に「甲府市協働支援センター利用登録申請書（第1号様式）」に必要事項を記入し、次の書類を添付したうえで協働支援課まで提出してください。
 - ①会員名簿
 - ②会の規約又は会則
 - ③活動実績が分かる資料
 - ・直近の活動報告書（新規立上げの団体等は活動計画書）、直近の収支決算書（新規立上げの団体等は予算書）、ニュースレター、会報、発行物など
- （2）申し込みは利用日の属する月の2ヶ月前の1日から利用日の7日前までに電話により受付を行います。ただし、申込受付日が土、日曜日、祝日または年末年始等、閉庁日の場合は、直後の通常日より受け付けを行います。
- （3）申込受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。
- （4）申込受付開始日の午前8時30分から午前9時の間に申し込みが重複した場合は、抽選等により調整を図り、利用者を決定します。
- （5）電話で予約後、「利用申込書（第2号様式）」を利用日の前日までに協働支援課まで提出してください。（メール・FAXで提出可）

申し込みにあたっての留意事項

- (1) 甲府市が主催する事業等により、あらかじめ利用できない日が設定されています。また、各施設の管理上支障が見込まれる場合は、利用申込を制限することがあります。
- (2) 利用申込は、1時間を最小単位として、1団体月4回を利用限度とします。また、連続して利用する場合については、1日を1回として取り扱います。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、利用限度を超えて利用することができます。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、申込みを受け付けません。
 - ①協働支援センターの設置目的に反するとき。
 - ②営利が目的であると認められるとき。
 - ③宗教活動が目的であると認められるとき。
 - ④政治上の主義の推進・支持・反対等が目的であると認められるとき。
 - ⑤公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
 - ⑦施設、設備等をき損するおそれがあると認められるとき。
 - ⑧その他、施設の管理上支障があると認められるとき。

利用にあたっての遵守事項

- (1) 次に掲げる事項を遵守してください。
 - ①申込書に記載した目的以外に利用しないこと。
 - ②利用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - ③他人に迷惑となる行為又は催しはしないこと。
 - ④火気の利用や、危険物、不潔物品、動物（介助犬、盲導犬等は除く）等の持ち込みはしないこと。
 - ⑤利用時間を厳守し、利用後は清掃を行うこと。
 - ⑥その他、市が指示した事項
- (2) 次のいずれかに該当したときは、利用の許可を取り消します。この場合において、これらの処分により利用者が損害を受けても、市は、その賠償の責めを負いません。
 - ①利用者が、この規定に違反したとき。
 - ②利用者が、偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
 - ③災害その他の事故により、利用許可した会議室の利用ができなくなったとき。
- (3) 施設の利用を終了したとき、又は中止したときは、直ちに利用した会議室を原状に回復し、その旨を報告してください。
- (4) 利用許可する時間には、準備及び原状に回復する時間を含むものとします。
- (5) 故意又は過失によりセンターの施設、設備等に損害を与えたときは、損害額を賠償していただきます。
- (6) 利用上における事故・盗難等については、市は一切の責任を負いません。

貸出施設の概要

名称	面積	定員	場所	備考
研修室	72.00 m ²	24 人	1 階	長机、椅子
会議室	72.00 m ²	24 人	2 階	長机、椅子
活動室	65.70 m ²	21 人	2 階	長机、椅子、作業台
ボランティア会議室	32.85 m ²	10 人	2 階	ソファ、応接テーブル
合計	242.55 m ²			

利用料について

利用料は、無料とします。

問い合わせ先

甲府市市民部市民協働室協働支援課（西庁舎 1 階）

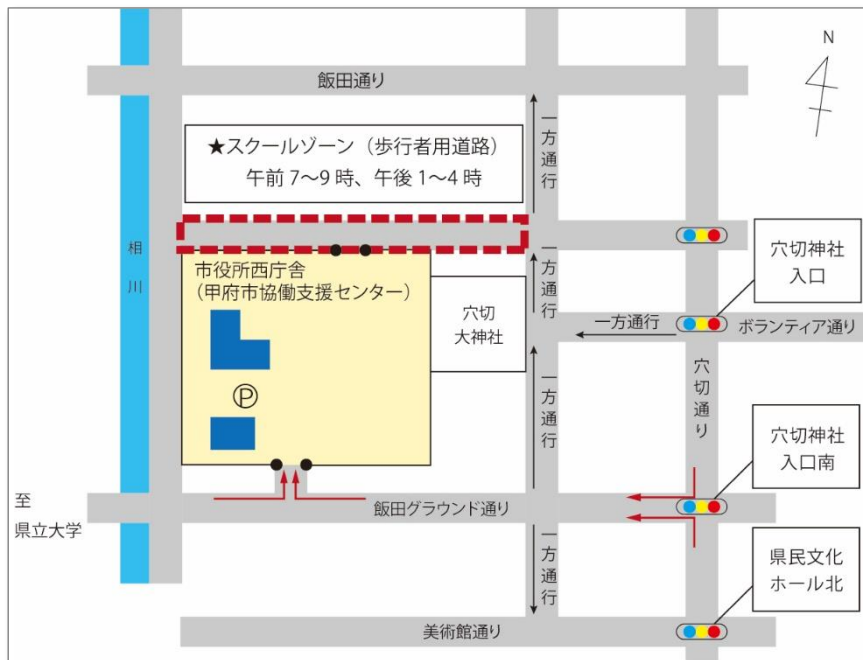
〒400-0034 甲府市宝二丁目8番19号

電話：055-231-5537

FAX：055-231-5188

E-Mail：kyodosien@city.kofu.lg.jp

アクセス



※南側入口をご利用ください。（北側入口はスクールゾーンの規制あり）

協働支援センター平面図

